

平成24年度

# 杉並区環境白書



平成 24 年 9 月



## はじめに

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらし、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしました。大震災に伴って発生した原子力発電所の事故は、杉並区をはじめとする各自治体にも、放射能対策やエネルギー問題など様々な課題を投げかけています。

こうした中で杉並区では、本年 3 月に区議会の議決を経て、杉並区の 10 年後を見据えた区政運営の指針となる「杉並区基本構想」を策定しました。

基本構想の検討に際しては、公募を含む各層の区民、区議会議員、学識経験者の方々による「杉並区基本構想審議会」を設置し、およそ 6000 名の区民アンケートの結果など、幅広い区民の皆様のご意見・ご要望をいただきながら審議されました。

新たな基本構想における区の将来像として、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を掲げ、その実現のために、環境分野の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」をはじめ、5 つの目標を設定し、区民の皆様と共に各々の目標の達成に向け取り組んでいます。

喫緊の課題としては、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー・省資源対策の推進を通して、人と地球にやさしい住宅都市を築くと共に、豊かなみどりを守り育て、うるおいのあるまちづくりを目指していくことが求められています。そのためには、区民・事業者・環境団体・研究機関等が連携して環境に関する課題を共有するとともに同じ目標に向けて行動し続けることが必要です。

杉並区環境白書では、今後も基本構想の実現のために必要な課題の整理を進め、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりのための施策を区民の皆さまにわかりやすくお伝えすることに努めて参ります。

この白書を多くの区民の皆さまにご覧いただき、忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成 24 年 9 月

杉 並 区

# 目 次

第1章 主な施策の検証と今後の基本的方向	1
～平成23年度の取組を中心として～	
1 環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちをつくる	3
1 再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり	
(1) (仮称) 地域エネルギービジョンの策定	3
(2) 再生可能エネルギーの普及・促進	3
(3) 省エネルギー対策の推進	4
2 ごみの減量と資源化の推進	
(1) ごみの減量の推進と取組の成果	7
(2) 資源化の推進	8
(3) 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化	9
2 自然環境と人の営みが共存するまちをつくる	11
(1) 民有地のみどりの保全・創出	11
(2) みどりのネットワーク化	12
(3) 大規模な公園・緑地の整備	12
3 環境に関する様々な取組や自発的な行動が盛んなまちをつくる	14
(1) 中学生環境サミット	14
(2) レジ袋削減の取組	14
(3) 環境教育	15
(4) すぎなみ環境情報館	15
(5) 生活環境の改善	16
第2章 環境基本計画における施策等の進捗状況	19
1 杉並区環境基本計画の概要	20
2 環境目標・成果目標の達成状況および施策の取組の現状	23
基本目標Ⅰ 持続的な発展が可能なまちをつくる	23
基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる	27
基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる	34
基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる	43
基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる	48

第3章	区を取り巻く環境の実態	53
	～主な環境測定数値と施策の定量的成果～	
1	地球温暖化対策の推進	54
	◆住宅用太陽光発電システム機器の導入助成金交付件数	54
	◆マイバッグ等持参率	54
2	清掃・リサイクル	55
	◆ごみ収集量・資源の回収量	55
3	公害の防止	56
	◆大気・水質・騒音等測定室一覧	56
	◆大気測定（年間平均値）一覧	56
	◆光化学スモッグ注意報回数の経年変化	57
	◆酸性雨（雨水の水素イオン濃度最小値）の経年変化	57
	◆水質測定（年間平均値）一覧	57
	◆発生源別苦情受付件数の年度別推移	58
	◆現象別苦情件数割合の年度別推移	58
4	緑化推進・自然環境の保全	59
	◆杉並区の緑被率の推移	59
	◆公園の整備状況	59
5	環境美化	60
	◆路上喫煙行為に対する過料徴収実績	60
	◆吸い殻の散乱状況	60
	◆あき地・あき家等に関する相談件数、除草機具貸出の実績	60

# 第1章 主な施策の検証と今後の基本的方向

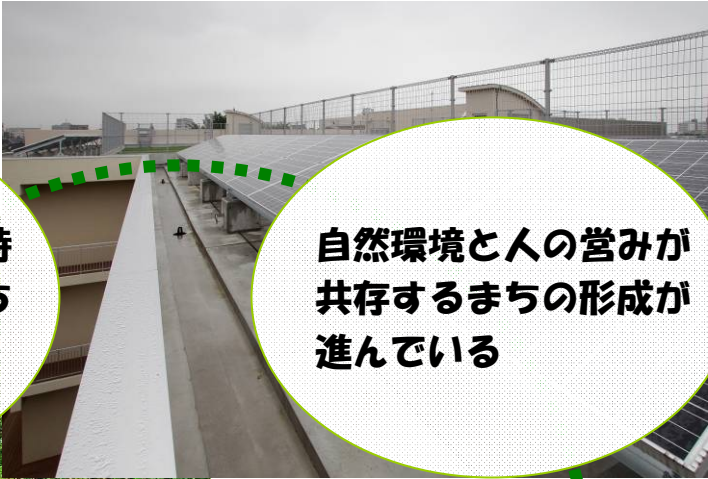
～平成23年度の実施を中心として～

杉並区では、平成 24 年 3 月、新たな基本構想「10 年ビジョン」と総合計画（10 年プラン）を策定しました。

杉並区基本構想では、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を 10 年後の杉並区の将来像とし、環境分野については「みどり豊かな環境にやさしいまち」を目標に取り組んでいくこととしています。



今後、区全体の政策の方向性を踏まえ、環境基本計画についても改定していくこととなりますが、本書では、平成 23 年度における主な環境政策の実施状況を中心として分析の上、今後の政策のあり方や改善に活かしていくこととします。

## みどり豊かな環境にやさしいまち



環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりが進んでいる

自然環境と人の営みが共存するまちの形成が進んでいる



環境に関する様々な取組や自発的な行動が盛んになっている



# 1 環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちをつくる

## 1 再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

地球温暖化対策が世界的な問題となる中、東日本大震災発災までは、国は、エネルギー基本計画に基づき、温室効果ガス削減目標を定めて原子力発電所の増設等の取組を進めてきました。

しかし、東日本大震災を契機に、従来のエネルギー政策の方針の根本的な見直しが議論され、国の温室効果ガス削減目標の見直しも課題となっています。

区においても、区民の暮らしを守り、生活の安全を確保する観点から、地域分散型エネルギーとして、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大やまちづくりの観点からの省エネルギーの取組が課題となっています。

### 取組の概要と基本的方向

#### (1) (仮称) 地域エネルギービジョンの策定

区では、住宅都市としての特性を活かした地域エネルギー対策を推進するため、区のエネルギー政策の基本指針となる(仮称)杉並区地域エネルギービジョンを策定することを計画しています。

(仮称)杉並区地域エネルギービジョンでは、杉並区にふさわしい再生可能エネルギー導入・省エネルギー促進のあり方とともに、災害時の区民の避難所などへの再生可能エネルギー機器の導入をはじめとする防災対策やまちづくりなど、さまざまな区の施策について、エネルギーの観点からの取組を検討します。



【区役所本庁舎に設置中の太陽光発電パネル】

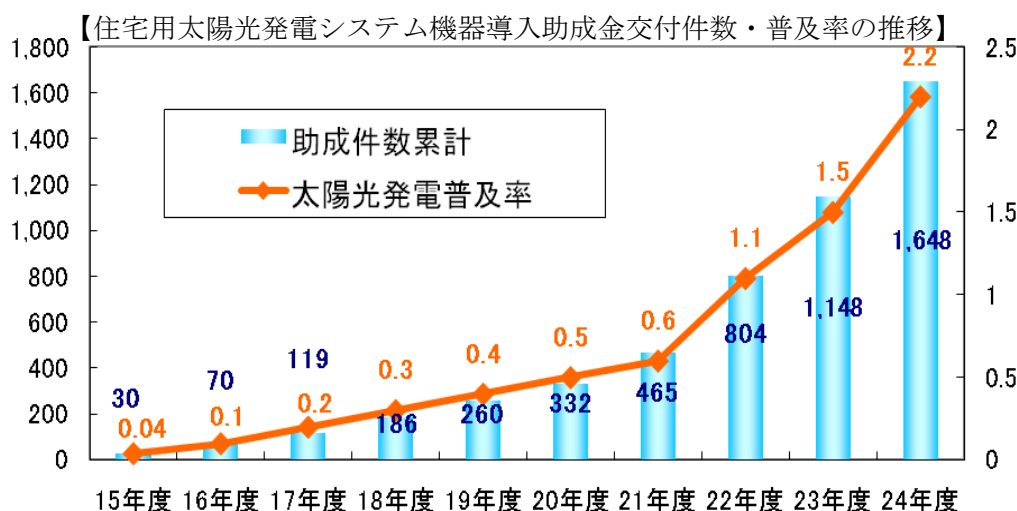
#### (2) 再生可能エネルギーの普及・促進

区では、平成 15 年度から住宅向け太陽光発電機器の設置助成制度を開始し、23 年度末現在の太陽光発電機器の助成件数は、累計 1,148 件で、太陽光発電機器普及率は約 1.5%となりました。

また、太陽光発電機器以外の再生可能エネルギーの普及促進も図るため、21 年度からは、ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器の助成も開始し、再生可能エネルギーの一層の導入促進に取り組んでいます。

23 年度には、杉並版事業仕分けにより、助成制度のあり方の検討を行いました。事業仕分けの検証を踏まえ、24 年度からは、太陽光発電機器の設置助成対象を区内中小企業事業者や集合住宅の管理組合等に拡大するとともに、予算額を 23 年度の 1.5 倍に

増額しました。今後も太陽光発電機器の導入促進など、再生可能エネルギーの普及・促進を図っていきます。



注1) 23年度までは実績、24年度は予算額

注2) 杉並区の太陽光発電機器普及率＝区助成件数÷区内戸建て棟数

### (3) 省エネルギー対策の推進

東日本大震災に伴い発生した原子力発電所の事故により、電力不足が大きな社会問題となっています。

区では、区民や事業者に対し、広報、区ホームページへの掲載、ケーブルテレビ放送、省エネ・節電相談会の開催、チラシやポスターの配布など様々な媒体を用いて節電を周知しています。平成23年度は、事業所向けに、節電の具体的な取組事例を示した「節電対策説明会」を開催しました。

また、23年6月には、電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が発令され、杉並区本庁舎は、同法に基づき7月から9月の間、原則、22年の同一期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）を15%削減することが義務付けられました。これを受けて、区では、区施設の使用最大電力の20%削減（22年度比）を目標として、節電対策に全庁的に取り組み、目標を達成しました。

24年度も、23年度に引き続き、使用最大電力の20%を削減目標とし、節電対策に努めています。

今後のエネルギー需給を考える上で、こうした節電の取組を一過性のものとせず、エネルギーに過度に依存しない社会づくりが必要です。

#### ○節電・省エネ相談会の開催

環境団体や事業者と協働して、毎月第1火曜日に区役所ロビーで節電・省エネ相談会を開催する他、出前講座を実施し、きめ細かな省エネルギー啓発を行っています。

#### ○省エネルギー機器の設置助成

杉並区では平成21年度から高効率給湯器の設置助成を開始し、平成24年度からは、家庭用燃料電池などの発電機能を有する給湯器を助成の中心にし、省エネルギーとエネルギー創出に努めています。



## 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の取組

平成23年10月から、杉並区は、環境団体や事業者と協働し、東京都新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」を活用し、新たな省エネルギー・創エネルギーへの取組「拡がれ！すぎなみ省エネ・創エネプロジェクト」を開始しました。この取組は、次世代型省エネナビなどの機器を活用した家庭におけるエネルギー使用実態の調査をはじめ、事業所用簡易デマンド制御機器の設置や太陽光発電機器設置者の集いやアンケートの実施、エネルギーに関する展示相談などにより、省エネルギーとエネルギー創出を推進するものです。



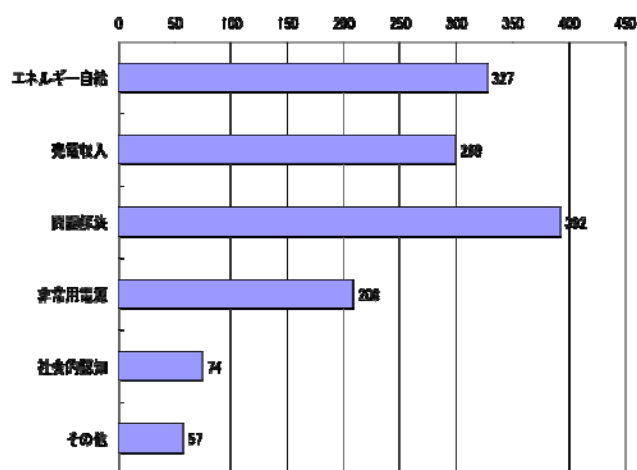
【次世代型省エネナビ】

### ◎拡がれ！すぎなみ省エネ・創エネプロジェクトの内容

- ①省エネナビを活用した省エネ相談の拡大
- ②区内の一般世帯に対するエネルギー消費実態調査
- ③簡易デマンド制御機器の普及
- ④太陽光発電設置者のネットワークづくり
- ⑤太陽光発電装置の補助受給世帯に対する調査
- ⑥省エネ・創エネ機器展示+実践的アドバイスが受けられる相談所設置

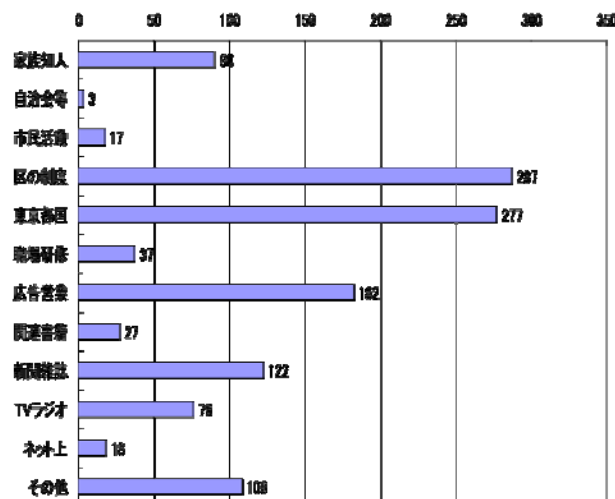
### ◎太陽光発電機器設置者へのアンケート調査（抜粋）

太陽光発電を設置した目的  
(有効回答 551名)



- ①地球温暖化防止やエネルギーの枯渇問題の解決に貢献したい
- ②自分が利用する電気は自分で発電したい、エネルギー自給に関心

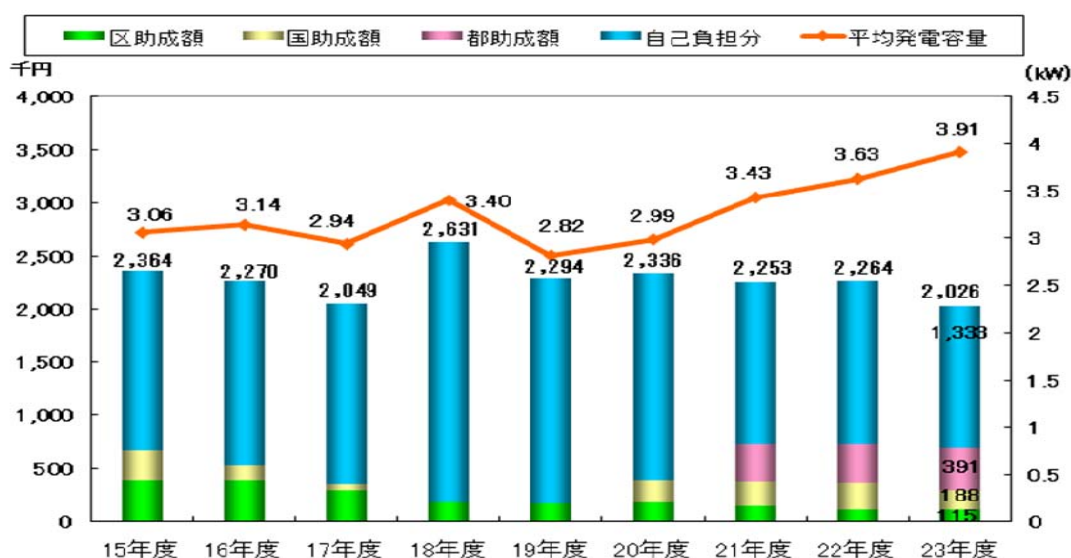
太陽光発電の設置意欲を促した事から  
(有効回答 551名)



- ①区が実施している補助金制度
- ②東京都・国が実施している補助
- ③関連企業の広告・営業活動等

## 余剰買取制度と全量買取制度

太陽光発電機器の導入には、多額の費用が必要となります。普及拡大のため杉並区では、太陽光発電機器の設置助成を行っています。国や都でも助成を行っており、条件を満たせばそれぞれの助成を受けることができます。しかし、補助金を利用してもなお、多くの自己負担が必要となります。



国は、住宅用太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で消費した電力を差し引いた残りの電力を余剰電力として電力会社を買取る制度を実施してきました。平成 21 年 11 月からは、太陽光発電の余剰電力の買取価格を従来の倍の 1 kWh あたり 48 円と大幅に引き上げるとともに、買取に要した金額を電力使用者全体で負担する余剰電力買取制度が開始されました。(23 年度以降の余剰電力買取価格は 1 kWh あたり 42 円)

さらに国では、東日本大震災を契機とした原子力発電所の稼働停止による電力不足やエネルギー自給率の向上を図るため、24 年 7 月から再生可能エネルギーで発電した電力について、電力会社が全量買い取る再生可能エネルギー固定価格買取制度を開始しました。

買取価格は、発電量 20 kW 以上の太陽光発電の場合、42 円で 20 年間価格が固定されます。買取の対象となる再生可能エネルギーによる電力は、太陽光のほか、風力、水力、地熱、バイオマス発電によるものが買取対象となっています。

今後、助成制度や固定価格買取制度などにより、太陽光発電機器の普及がより一層進むことが予想されますが、一方で電力会社がい取った費用は、再生可能エネルギー賦課金として、電気料金に上乗せされ、電力使用者の負担が大きくなります。そのため、普及と負担のバランスを考えていくことが課題となっています。

## 2 ごみの減量と資源化の推進

家庭から排出されたごみは、清掃工場や破碎施設などに運搬され、焼却、粉碎等の中間処理をした後、東京湾内の最終処分場に埋め立てています。

現在使っている「新海面処分場」は、東京湾につくることができる最後の埋立処分場であり、このままではあと 50 年ほどで満杯になるといわれています。そのため、少しでも長く利用できるよう、ごみの排出を抑制し、減量していくことが喫緊の課題となっています。

私たちの暮らしの中で、ごみの発生は避けられません。しかし、私たち一人ひとりが 3R（＝ごみの発生抑制、再使用、ごみの再生利用）を心がけ、日々の生活を少し変えるだけで、ごみはまだまだ減らすことができ、環境への負荷を軽減する「循環型社会」形成への前進に繋がります。

さらなるごみの減量のため、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制、再利用及び分別の徹底などに努めていくことが求められます。

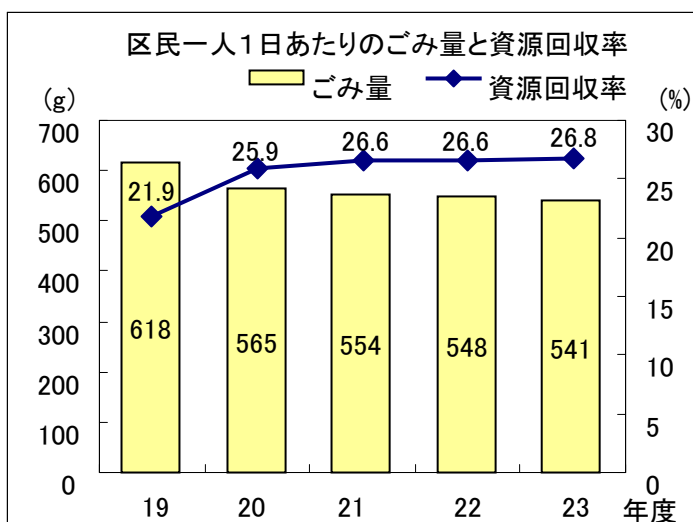
### 取組の概要と基本的方向

#### (1) ごみの減量の推進と取組の成果

区では、平成 20 年度からプラスチック製容器包装の分別回収を開始するとともに、新たにサーマルリサイクル\*を導入し、不燃ごみを大幅に減らすことができました。さらに 23 年度はプラスチック製容器包装の回収で排出された排出不適合物の一部を固形燃料化して、有効活用しました。

区民のごみ減量意識は総じて高く、分別への取組は着実に浸透しつつあります。こうした区民の努力により、23 年度の区民一人 1 日あたりのごみ量は 541g となり、23 区で 1 番少ない区となりました。

しかしながら、単身世帯向け集合住宅などでは、家庭ごみの分別は、必ずしも十分とは言えません。23 年度は、不動産業界団体と連携して、ごみの分別に関するチラシを配布して周知を行いました。



$$\text{資源回収率} = \text{資源回収量} \div (\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量})$$

\* サーマルリサイクル：廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収・再利用すること

分別を一層徹底し、ごみの減量を図るため、ごみ・資源の排出や分別方法、地域ごとの収集日などを記載した「ごみ・資源の収集カレンダー」を毎年作成し、区内全世帯に配布しています。

また、町会・自治会をはじめ、地域の皆さんからの依頼に応じて、ごみ・資源分別の説明会を実施し、日頃から感じている分別の疑問にお答えするとともに、ふれあい指導業務の充実を図り、ごみ排出の適正化に取り組んでいます。

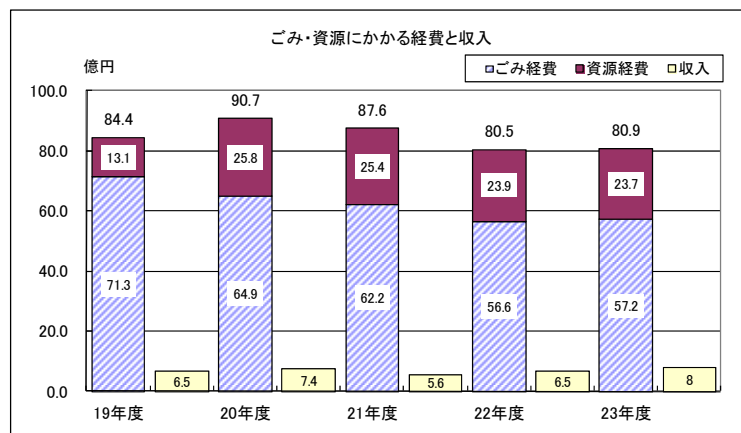
今後も区民の皆さんの意見や要望を踏まえ、広報や区ホームページ、清掃情報紙などを通じて、区の清掃施策を可能な限り分かりやすくお伝えする工夫をし、区民・事業者と協働しながら、ごみの減量に取り組んでいきます。

### ごみ・資源の処理にかかる経費

23年度にかかった経費は……

**区民一人あたり 13,501円**

(22年度より 225円減少しました。)



ごみの経費…可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬経費など  
資源の経費…びん、缶、古紙などの回収・運搬経費、選別保管経費など  
収入…粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源の売払金など

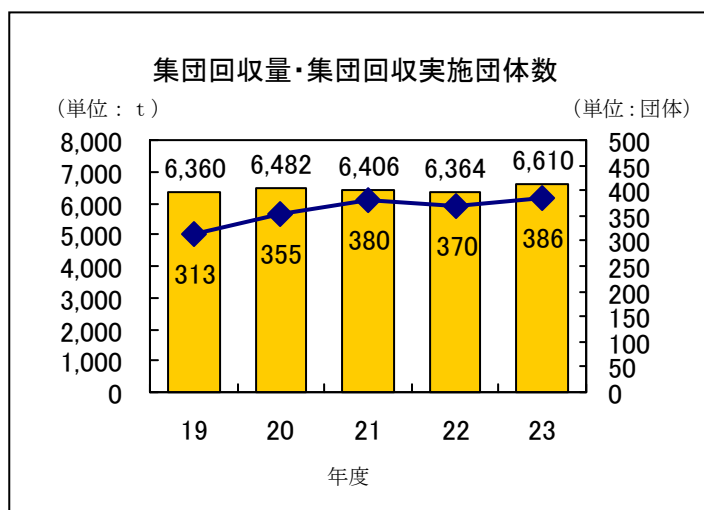
## (2) 資源化の推進

ごみの減量や資源化を推進していくための方策として、区民が自主的に行う集団回収活動は欠かせないものです。

集団回収は、町会・自治会や集合住宅などで区民の皆さんが自主的に資源を集めるため、良質な資源が集まるとともに、地域コミュニティの形成を促進する効果も期待できます。

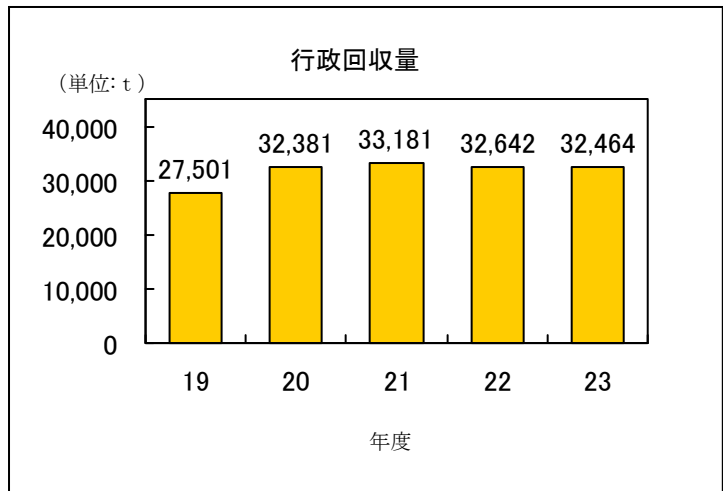
区では集団回収団体に対して、回収量に応じた報奨金や活動に必要な物品の支給などを行い、活動を支援しています。

平成23年度の集団回収による回収量は過去最高となり、実施団体数も前年度より16団体増加しています。



今後も資源回収量と実施団体の増加を目指し、町会や自治会、集合住宅などの皆さんに働きかけをするとともに、現在の実施団体が活動を継続していくための支援や新規の団体を開拓していく為の方策を検討していきます。

また、可燃ごみ・不燃ごみの中には、リサイクルが可能な資源がまだ含まれています。区民の皆さんに分別を徹底していただくよう啓発活動を継続していくとともに、資源化が可能な品目について検討し、さらなる資源化を推進していきます。



### 資源（古紙）持ち去り防止対策

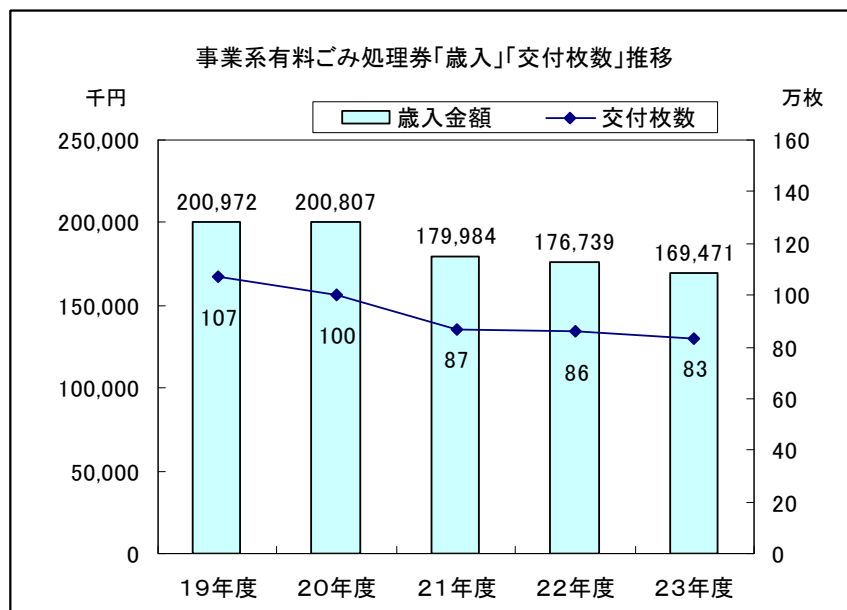
区では平成21年3月に「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、同年5月から資源の持ち去り違反者に対し、氏名等を公表するとともに、20万円以下の罰金を科すこととしました。

条例改正後パトロールの強化や刑事告発など、持ち去り行為に厳しく対応した結果、違反者は減少していますが、持ち去り行為を繰り返す常習者もあり、引き続き、効果的な対策を検討し、実施していく必要があります。

### (3) 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化

事業活動から排出されるごみ・資源は、法令によって、事業者の責任で処理することが定まっております。ただし、ごみ・資源の排出量の少ない事業者に限り、「事業系有料ごみ処理券」を貼ることで、区の収集を利用することができます。

しかし、「ごみ処理券」を貼付せずに排出する事





業者もあり、適正に貼付する事業者との公平性が保たれていません。

区では、広報紙、ホームページへの掲載やリーフレットの配布、商店会への説明などに加え、収集車両への掲示など様々な手法により、貼付のルールをお知らせするとともに、貼付の適正化に向けた取組強化のため、未貼付の事業者への直接訪問による助言や指導等に力を入れてきました。その結果、適正に貼付いただけるようになった事業者が多く見られるなど、一定の成果を得ることができました。さらに、「ごみ処理券」の交付枚数の減少傾向を押しとどめることにも繋がりました。

今後も引き続き、事業者に対しては、廃棄物処理業者への委託促進と、行政収集における「ごみ処理券」貼付の適正化に努め、区民・事業者の公平性を保つとともに、歳入の確保を図っていきます。

### 杉並清掃工場の建替

杉並清掃工場は、昭和 57 年の竣工から 30 年が経過したことで、施設の老朽化が進んでいることから、平成 24 年 1 月末をもってごみの搬入を停止し、建替することとなりました。

清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画に基づき地元住民代表や杉並区と協議・検討を重ねて「杉並清掃工場建替計画」を策定しました。

この建替計画は、地域にとけ込み信頼される清掃工場を目指し、「安全・安心」「住民参加」「環境配慮」を基本に策定され、新しい工場のイメージデザイン等についても地域住民の意見を反映しています。

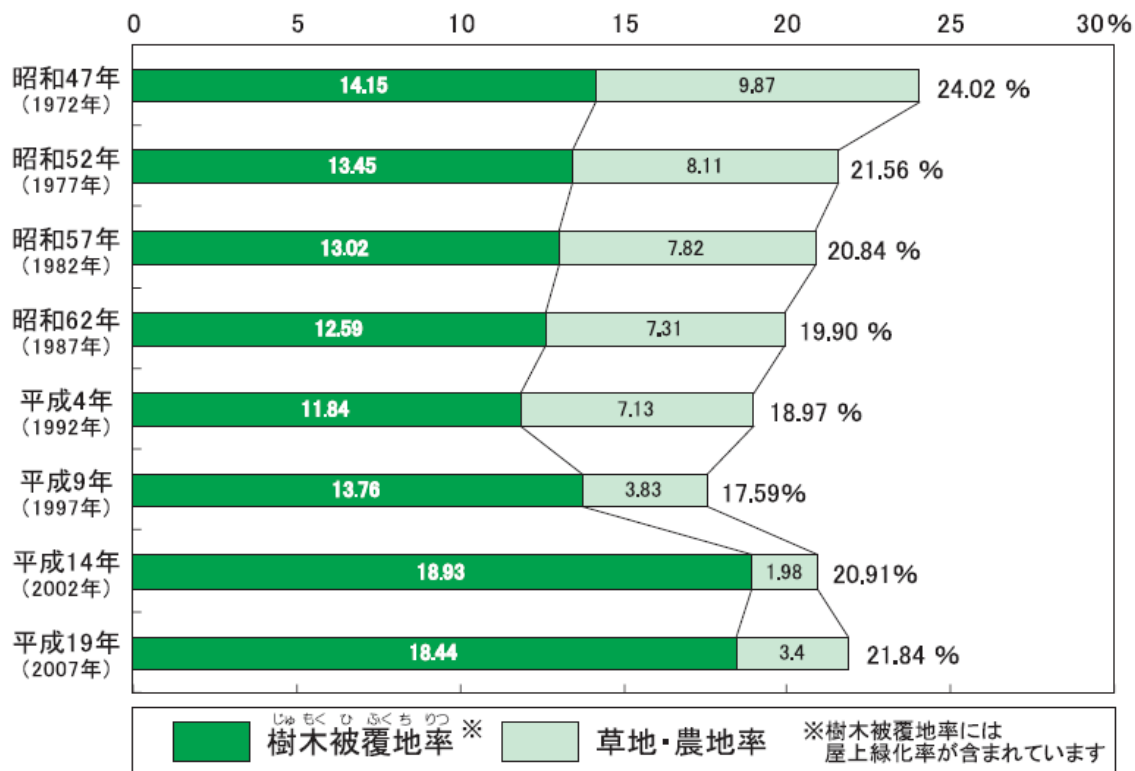
今後、清掃一部事務組合では、建替計画に基づき、24 年度末から解体・建替え工事に着手します。現在、杉並区で発生するごみは 23 区内の他の清掃工場で焼却されています。新しい杉並清掃工場は 29 年に竣工・稼動する予定です。



## 2 自然環境と人の営みが共存するまちをつくる

みどりは、暮らしに安らぎと潤いを与えるとともに、生態系の保全、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の保全や防災面での効用など大きな役割を果たしています。

杉並区では、都市化が進展する中、農地の宅地化等により緑被率\*1は減少を続けてきました。区民の皆さんの樹木の保全・緑化への協力等により、平成9年を境に緑被率は増加に転じていますが、宅地開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う樹木の伐採などにより、生産緑地や屋敷林などは減少しています。今後、屋敷林など杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを後世に引き継ぐためには、将来を見据え、長期的計画性を持った取り組みを行っていくことが重要です。



### 取組の概要と基本的方向

#### (1) 民有地のみどりの保全・創出

住宅都市である杉並区においては、区のみどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公園の整備とともに民有地のみどりを守り、育てることが重要です。

\*緑被率：平面的にみどり（樹木被覆地と草地）で覆われた面積が、区域に占める割合のことで、一般的な緑量把握の指標

区ではこれまで、民有地のみどりを保全する方策として、一定基準以上の樹木・樹林・生けがきについて維持管理経費の一部を補助する「保護指定制度」、区民から寄付の申し出があった樹木を公共施設で活用する「寄付樹木制度」、屋敷林を区が借り受け、区民の皆さんへ公開する「市民緑地」の設置などを行ってきました。

今後、樹木や屋敷林、農地など、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引き継ぐため、保護指定制度の充実や「(仮称)緑地保全計画」の策定等に取り組み、みどりの量を着実に増やしていきます。



市民緑地「下井草いこいの森」

## (2) みどりのネットワーク化

みどりが連続してつながると、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系のバランスの維持、災害に強いまちづくりなど、みどりが担う機能が最大限に発揮されます。

区では、公園や寺社林、学校など地域のみどりを結び、近隣の生け垣などのみどりを結び合って連続した帯状のみどりの空間をつくることを目指した取り組みを進めています。

平成 21 年 4 月に高円寺地区をみどりのベルトづくりモデル地区とし、道路に面する民有地 18 ヶ所の緑化を行いました。

また、平成 21 年度よりみどりが道路に沿ってつながるよう生け垣を優先整備する生けがき道づくりモデル事業を実施し、3 年間でモデル路線を 3 箇所指定、生け垣を 248.1m 整備することができました。

今後、建物の屋上や壁面などの新たな余力地にみどりを増やす仕組みや、ブロック塀・万年塀を取り外して生け垣化を図るなど、新たなみどりを創出することでみどりのネットワークの形成を進めます。

## (3) 大規模な公園・緑地の整備

平成 23 年 4 月、桃井三丁目の日産自動車荻窪工場跡地に「桃井原っぱ公園」が開園し、杉並区 7 地域\*のうち、6 つの地域に 8 箇所の地域公園（面積 1~10ha の公園）を整備することができました。

また、23 年度から東京電力総合グランド跡地の都市計画下高井戸公園用地としての確保、事業化に向けての取組が始まりました。ここが開園したあかつきには杉並区 7 地域のすべてに地域公園が整備されることとなります。

東日本大震災では、震災後の避難所や仮設住宅などの用地として、地域のオープン

\*井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、方南・和泉の 7 地域

スペースの重要性が改めて認識されたところです。

まちの防災機能を高めるとともに、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保していくため、地域特性に応じながら公園の整備を進めていきます。

### 防災機能を備えた公園

規模の大きな5カ所の区立公園（※）は広域避難場所や一時避難場所に定められ、区民の皆さんの安全を図るため、様々な防災機能を備えています。

平成23年4月に開園した「桃井原っぱ公園」は、防災倉庫、防火樹林帯、下水道に直結したマンホールタイプの非常用防災トイレ、耐震地下貯水槽、かまどベンチなどの防災設備があり、災害時は避難拠点としての役割を果たします。



防災トイレ（車いす優先タイプ）



桃井原っぱ公園での防災訓練

【防災倉庫】災害時の備えとして、さまざまな物資や消耗品が保管・備蓄されています。

【防火樹林】不燃性が高い木を植えることで、災害時に火災が発生した際の延焼を防止します。

【かまどベンチ】平常時はベンチとして使用しますが、災害時にはかまどとして利用できます。

（※）馬橋公園、蚕糸の森公園、柏の宮公園、井草森公園、桃井原っぱ公園



### 3 環境に関する様々な取組や自発的な行動が盛んなまちをつくる

日常の生活や事業活動の一つひとつが、環境に対してさまざまな影響を与えています。地球環境を保全し、より良い環境を次世代に残すためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境との関わりについて理解と関心を深め、環境問題に主体的に取り組むことが重要です。

区では、未来を担う子どもたちの環境意識を育むための「中学生環境サミット」の開催、区立学校における総合的な学習の時間等を活用した環境学習を行うとともに、すぎなみ環境情報館の運営や事業展開を通して、環境団体や地域の皆さんによる環境活動への支援と区民の環境学習機会を充実させるための事業を進めてきました。

今後とも、人と地球にやさしい、誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と機運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組や行動が盛んに行われている環境にやさしいまちづくりのために取組を継続していく必要があります。

#### 取組の概要と基本的方向

##### (1) 中学生環境サミット

区では未来を担う中学生に、全地球的な課題である環境問題を講義や体験学習を通して理解してもらい、環境に対して責任を持つ当事者としての自覚と、問題解決へ向けた実践行動力を養うことを目的として、「中学生環境サミット」を環境団体や地域で活動する区民の方々の協力を得て、実施しています。



(「中学生環境サミット」発表の様子)

23年度は、区内12校から中学生29名が参加し、環境問題について学ぶとともに、身近な家庭や学校での環境・省エネルギーへの取組について考え、最終日には、それまでの実践の結果や今後の取組について意見交換を行うとともに、大事な訴えたいことを「中学生環境サミット宣言」としてまとめ発表しました。この中学生環境サミットでの成果が、参加生徒を通じて各学校での生徒たちによる自主的な環境保全活動へと発展し、その取組が地域や社会での活動に広がっていくことを期待するものです。

##### (2) レジ袋削減の取組

区では、平成20年度より「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行し、対象事業者に対し、マイバッグ等持参率60%の目標達成に向けた協力を求めています。

条例施行前からの11年間にわたるレジ袋削減の取組により、区民や事業者の意識は高まり、杉並区発のこの取組は内外に広く関心と影響を与えました。条例施行によ



り、スーパーを中心とした事業者の有料化等の取組が進み、目標達成事業者数は増え、条例制定後レジ袋は1,150万枚以上削減されています。しかし、条例対象事業所の約8割を占めるコンビニエンスストアのマイバッグの平均持参率は30%未満の状況が続く、条例の目標である60%達成は厳しい状況です。

今後、これまでの取組の成果やコスト、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の改正などを踏まえ、改めて、取組の体制や効果的な啓発活動等について、費用対効果を踏まえつつ検討し、さらに推進する必要があります。

### （3）環境教育

杉並区は、平成13年度の和泉小学校の校庭芝生化をスタートとして、校庭芝生化や校舎の壁面緑化、屋上緑化などを進めるとともに、学校ビオトープ、コンポストの設置などのエコスクール改修を実施してきました。

また、16年度より「杉並区環境教育指導の手引き」を作成し、各学校における環境教育の推進を図ってきました。23年度には学習指導要領の改訂に伴い内容の刷新を図り、エコスクールや研究推進校などの先進的な実践事例を掲載し、さらなる充実を支援しています。

各学校（園）においては、幼児・児童・生徒の発達段階に合わせ、「豊かな感性を培い、身近な環境を大切に、慈しむとともに、現在の状況に危機感をもち環境を保全し守っていかうとする心情を育てる」「自分と環境とのかかわり、自分たちの生活の環境に及ぼす影響、そして自分たちの環境へのかかわり方について理解する」「身近な環境の保護・保全に向けて、友達や地域・社会の人々と協力して今できる望ましい方法を考え、すすんで働きかけようとする行動力を身につける」という視点で環境教育を進めています。

### （4）すぎなみ環境情報館

平成16年4月、環境やリサイクルに関する情報発信の拠点として「すぎなみ環境情報館」が開館しました。すぎなみ環境情報館では、学習室、情報資料コーナーなどを設置し、区民や環境団体の情報収集や情報交換、交流などの活動の機会と場を提供するとともに、地域の環境団体により各種の講座、講習会、イベント等が開催されています。また、太陽光発電や風力発電機器、気象観測システムが設置され、誰でも見学することができます。

すぎなみ環境情報館は、開館以来、事業運営を地域の環境団体に委託し、区の環境問題や省エネルギー、リサイクルに関する総合的な拠点として地域に定着してきた一方で、時代や社会情勢の変化とともに、委託団体の創意工夫や自由な発想を最大限に活かすための仕組みや環境情報館の役割と機能、行政との連携のあり方など、見直すべき課題も生じています。

こうしたことから区は、環境情報館のあり方について、外部評価委員会に意見を聞くとともに、環境情報館を区民の環境活動の拠点として更に活性化させていくため、

「すぎなみ環境情報館のあり方検討会」を設置し、検討を進めています。

＜事業実績＞

		16年度（開館）	21年度	22年度	23年度
登録団体数		23	39	40	40
講座		1,365名 (108回)	955名 (52回)	1,044名 (50回)	854名 (41回)
講演会		234名 (7回)	206名 (5回)	97名 (3回)	184名 (4回)
自然観察会		137名 (4回)	99名 (2回)	176名 (5回)	111名 (4回)
学校支援 (指導生徒数・校数)		4,429名 (79校)	4,488名 (62校)	5,154名 (71校)	4,316名 (62校)
資料貸出件数		995件	566件	524件	496件
学習室 使用状況	環境活動	347回	271回	273回	244回
	一般利用	313回	618回	606回	608回

（５）生活環境の改善

—光化学スモッグのないくらし—

大気汚染の主な原因物質は、時代とともに変化しています。昭和40年代は、工場等から排出される二酸化硫黄や一酸化炭素による汚染でしたが、脱硫装置などの義務化などによって改善されました。

昭和50年代になると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質が大気汚染の中心物質となり、大都市地域では自動車排出ガス対策が対策の中心となっていました。この2物質の汚染は長い間改善されず、濃度は横ばいで推移しました。

しかし、平成15年から実施したディーゼル車規制によって、減少傾向に転じ、環境基準を達成するようになりました。

そして近年、大気汚染の主な課題は、主要な大気汚染物質の中で唯一改善されていない光化学オキシダント濃度の低減です。光化学オキシダントは、光化学スモッグを引き起こす原因と考えられており、この濃度が高くなると白いモヤがかかったようになり、目の痛みや頭痛、呼吸障害等の健康被害が生じることから、これに緊急に対処することが必要となっています。

光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、ガソリンや塗料、インク等の溶剤に含まれる揮発性有機化合物

（VOC（volatile organic compounds））もその一つです。VOCは、年間自動車から数10万トン、工場から約150万トンが排出され、窒素酸化物と太陽からの強い紫外線を受けて化学反応することにより作り出されます。

また、私たちの生活の中にも、

＜光化学スモッグ注意報回数の経年変化＞



塗料や接着剤など、VOCが含まれている製品が数多く存在し、その使用を通してVOCを大気に排出しています。

このVOCの排出を抑制するため、国においては、自動車からの炭化水素の排出規制に加え、工場等の固定発生源からのVOCの排出及び飛散に関し、排出規制、自主的取組の促進、各種検討調査などの施策を講じています。

区では、東京都と連携し、VOCを取り扱う事業者の理解と削減に向けての自主的な取組の普及促進とともに、製品を購入する際は、製品の表示をよく見て、低VOC塗料、洗剤を購入する等、環境に配慮した製品選びを区民に周知していきます。

### —生活安全と環境美化—

歩行喫煙や空き家の適正管理等、当然守られるべきマナーやルールが守られないことから来る生活環境の悪化は、区民や地域の安全、安心、また、区民の健康にも影響する問題であり、また、他人に迷惑や被害が及ぶことは無くしていく必要があります。

そこで、地域における犯罪の未然防止や区民の生活環境を守る観点から、改善命令や罰則規定を盛り込んだ実効性のある条例として「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を平成15年3月に制定し、10月から施行しています。

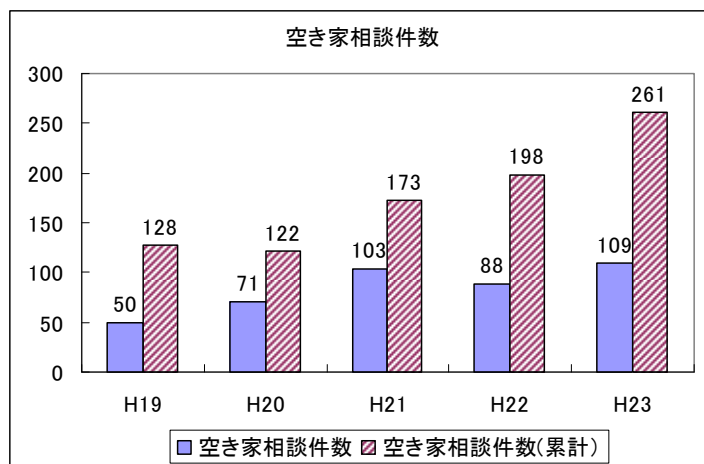
条例施行から8年が経過したところですが、区内全域での歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての禁止を広く区民等に周知するとともに路上禁煙地区での過料徴収や区内巡回パトロールを実施したことで、歩きたばこや吸い殻は少なくなってきています。しかしながら、未だ歩行喫煙に対する苦情や指導強化の要望があることから今後も区民や地域の協力を得ながら違反者ゼロを目指して対応していきます。

また、近年、空き家の管理に関する苦情や要望が増加の傾向にあります。条例には、家屋の適正な管理は所有者や管理者の責務であると規定しているところですが、高齢化や遠隔地への居住、経済的事情により、適正な管理がなされず不良な状態に置かれている家屋が多く見受けられます。

空き家が放置されることにより、家屋の損壊、放火や不審者の侵入、ごみの不法投棄、蚊やねずみの発生、樹枝の越境、雑草の繁茂等、近隣の生活環境に多大な影響を与えることとなります。

区としては、家屋の所有者を探し出して改善に向けての指導を行っていますが、相続問題や所在地不明等で所有者が確定できない場合や経済的事情等で指導に応じてもらえないこともあります。

区では、今後も粘り強く指導し、周辺環境の改善に努めるとともに、老朽家屋への対応は防災の面からも必要な場合があるため、引き続き、関係所管と連携しながら効果的な対応に努めていきます。



※相談件数(累計)は改善済み案件を除く実数

## 放射能対策

平成 23 年度、原子力発電所事故に端を発した放射能汚染問題に対する区民からの不安の声に応じて、区は、空間放射線量を測定する精密機器 3 台（内、1 台は東京都からの貸与）、食材などのセシウム等の放射能濃度を測定するゲルマニウム半導体検出器 1 台等を導入しました。これらの機器を活用し、水道水の検査、給食食材及び定点観測を含めた空間の放射能について、測定を行ってきました。24 年度は、放射能対策にかかる組織体制の充実に加え（環境部に放射能対策担当課長を設置）、導入機器を活用して引き続き測定や検査を実施し、各データの定期的な公表等を通じて普及啓発等の必要な対策を講じていくことで、区民の不安解消に努めていきます。



＜ゲルマニウム半導体検出器による測定＞

### 【平成 23 年度の放射能測定】

平成 23 年 4 月 1 日から区内の水道水の測定（2 箇所毎週 1 回）を開始しました。空間放射線量については、23 年 6 月から区内を 4 つのエリアにわけ、それぞれのエリアから区立学校校庭や保育園の園庭及び公園や保育園の砂場各 1 箇所を抽出して測定を行っています。7 月からは全庁的に小型空間放射線量測定器を活用し、区内の保育園、幼稚園、小・中学校等、8 月からは公園、10 月からは区民農園等・区内の落ち葉等の空間放射線量の測定を実施しました。

一方、区立小中学校・保育園等の給食食材については、9 月から産地公表を行い、10 月から放射能測定（外部委託）を実施しました。24 年 3 月からは独自に導入したゲルマニウム半導体検出器を活用して、検出限界も 1 kg 当たり 1 桁のベクレル数を目指して実施してきています（現在、公表値では 1 kg 当たり 1 ベクレル未満となっています）。

主な測定対象	件数
水道水	104
プール水	20
土壌・砂	8
給食食材	328
空間線量（学校・保育園・学童クラブ・公園等）	670
定点空間線量（毎週 3 定点、毎月 8 定点）	146（66+80）

（平成 23 年度実績）